

総会

配布：一般

2016年4月15日

第70会期

議事日程議題 132

2016年4月1日に総会により採択された決議

[第五委員会の報告書 (A/70/649/Add.1) に基づく]

70/255. 国際連合事務局における説明責任システムに向けての進展

総会は、

2004年12月23日の59/272および2006年5月8日の60/254の総会諸決議、2006年5月8日の総会決議60/260の第I節並びに2006年7月7日の60/283、2006年12月22日の61/245、2009年4月7日の63/276、2010年3月29日の64/259、2012年4月9日の66/257、2013年4月12日の67/253、2014年4月9日の68/264および2015年4月2日の69/272の総会諸決議を想起し、

全ての加盟国に対する事務局の任務遂行のため国際連合事務局における説明責任および事務総長の説明責任を強化することに対する総会の強い公約を再確認し、

説明責任は、事務局のあらゆるレベルでの、特に高いレベルでの、注意および強い責務を要求している効果的且つ効率的な管理の中心的な柱であることを強調し、

国際連合に関連がある説明責任システムの策定における監視機関の重要な役割を認識しまた再確認し、

国際連合事務局における説明責任に関する事務総長の第五回進捗報告書¹および行財政問題諮問委員会の関連報告書²を審議して、

1. 国際連合事務局における説明責任に関する事務総長の第五回進捗報告書¹に留意する。
2. 本決議の規定に従うことを条件として、行財政問題諮問委員会の報告書²に含まれた、結論および勧告を是認する。

監視および監督メカニズム

3. 定期的な監査検討と関連する勧告の発行を通して実行される、外部と内部の監督メカニズムの絶対に必要な重要性、および自らが責任を有する活動を監視する管理者の任務遂行を強化することを目的とする監督機関の勧告の完全且つ時宜を得た実施は、説明責任のあらゆる効果的なシステムの欠くことのできない一部であることを強調する。

詐欺防止枠組

4. 詐欺防止枠組に含められることになる、詐欺行為と汚職に対するゼロ・トレランス・アプローチは、あらゆるレベルでの説明責任を強化することによって絶対的に必要であることを再確認し、そして事務総長に対し、その時宜を得た実施を確保することまた国際連合事務局における説明責任システムに関する事務総長の第六回進捗報告書の文脈において最新情報を提供することを要請する。

5. 諮問委員会の報告書の第 10 項を想起し、そして何が詐欺および疑いのあるまたは推定された詐欺を構成するかという、国際連合システム中の、単一の合意された定義は、組織を通じた適合性と比較可能性を確保するためのまた全体の透明性を改善するための効果的な詐欺対策政策を策定するため不可欠であることを強調する。

¹ A/70/668.

² A/70/770.

報復に対する政策

6. 2014 年の外部の専門家の再検討後の報復に対する政策の改訂における遅れに懸念をもって留意し、事務総長に対し、職員の不満の種や個人間に生じる紛争を取り扱うためのメカニズムから分けられまた区別されるべきでありそして告発者に対する保護を提供すべきである、報復に対する政策の改訂を、一日も早く、完了することを促し、また事務総長に対し、第六回進捗報告書において成果を提出することを要請する。

総会決議の実施

7. 事務総長に対し、対応している議事日程議題において対処されている問題に関する個別報告書の文脈において、行財政問題に関する関連する総会決議の実施状態についての情報を含めることを要請し、そして事務総長に対し、そのような決議の実施に関する包括的情報が、二年に一度の計画遂行報告書に含まれることを確保することをまた要請する。

8. 諮問委員会報告書の第 18 項に留意する。

成果重視の運営

9. 成果重視の運営と業績報告は、包括的な説明責任枠組の欠くことのできない柱であることを再確認する。

10. 成果重視の運営の重要性と計画の監視と報告のための事務局の能力を強化する必要性を認識し、そして第六回進捗報告書の文脈において講じられた措置に関する最新情報を要請する。

11. 事務総長に対し、総会決議 67/253 の第 6 項の規定を考慮しつつ、段階的に実行されたやり方で事務局の全体を通して成果重視の運営枠組の実施を加速する彼の取組を続けることを要請する。

12. 国連の通常の機能の一部として成果重視の運営の実施のために、一定の時間的枠組と明解

な里程碑と共に、詳細な計画を第六回進捗報告書に含めるという事務総長に対する総会の要請をくり返し表明する。

事業リスクマネジメント

13. 国際連合における制度的なそして個人的な説明責任を改善することを目的としたリスクマネジメント枠組を設立することにおいて為された進展を歓迎し、そして説明責任の文化が、あらゆるレベルでの国連を通して、植えつけられ、主流化されそして切れ目なく促進されることを確保することの重要性を強調する。

14. 事業リスクマネジメントシステムの段階的实施は、平和維持活動で現在進行中であることに留意し、そして事務総長に対し、現場での任務を通して学んだ教訓を十分に活用することそして第六回進捗報告書の文脈において最新情報と共に総会に提供することを要請する。

成果を評価すること

15. 強力な評価機能は、それを通して説明責任が強化されることができました教訓がより優れた結果を達成するために学ばれることができる、国連の業績を評価する重要な手段となり続けることを強調する。

16. 評価機能、とりわけ自己評価は、不可欠な管理上の手段でありそして上級管理者は、業績を改善するため評価を使用する責任を有していることをまた強調する。

17. 事務局の内部監査局および指針と方法論的助言に関しての外部監督機関により提供された支援と共に、事務局の計画の範囲内での評価のための能力を策定する具体的な措置を取るという事務総長に対する総会の要請をくり返し表明する。

18. 2015年12月23日の総会決議70/247において、総会が、監視および評価活動、義務的な自己評価並びに任意の自己評価を扱うために、2016年-2017年の二年間の、特定された資源を承認したことを想起する。

信頼に足る個人的なまた制度上の説明責任枠組を運用化することと強化すること

19. 事務総長に対し、とりわけ上級管理者のための、責任の範囲、並びに責任のそのような範囲に関する不遵守を特定することを目的とした、明解な、透明なそして正確な一連の指針およびパラメーターを策定することを要請する。

20. 政府間機関および総会委員会への文書作製の発行に関する管理指標を上級管理者契約に含め続けていることに、感謝しつつ留意し、そして事務総長に対し、それが将来の契約に含められることが続くことを確保することを要請する。

21. 契約や年末の評価は、上級管理者にとって独特な説明責任の手段でありまた国連における透明性に役立っていることをくり返し表明する。

22. 契約システムが説明責任の有意義なまた力強い手段となることを確保するため具体的な措置を更にとること、管理者がその目標に叶うことを妨げる組織的問題、とりわけ募集の予定表を遵守することに関連するもの、に対処するための行動を取ること、そして第六回進捗報告書の文脈においてこれに関連して達成された進展について総会に報告することという事務総長に対する総会の要請をくり返し表明する。

23. 事務総長に対し、説明責任枠組を実施するためより戦略的なアプローチと具体的な行動を取ることまた事務局により為された行動、活動並びに進展の包括的且つ確実な評価を進捗報告書に含めることを要請する。

24. 事務総長に対し、その審議のため説明責任枠組の実施に向けて為された進展に関する年次報告書を提出し続けることをまた要請する。

25. 事務総長に対し、説明責任枠組の実施について、再開された第 71 会期の最初の部分で、総会に対して報告することを更に要請し、そして当該報告書との関連で説明責任に関する将来の進捗報告書の頻度の問題に立ち返ることを決定する。

現場での任務における説明責任の強化

26. 事務総長に対し、現場での任務に関するあらゆる部門において説明責任を強化するための取組を続けることそしてあらゆる種類の性的搾取および虐待に関する国連のゼロ・トレランス政策の完全実施を確保することを奨励し、そして平和維持活動に関連する分野横断的問題に関する次の報告書の文脈における問題の審議に期待する。

27. 軍事派遣部隊の要員が関与した不正行為の申立を調査する部隊要員提供諸国の責任を認識し、そして自らの国内法に従って、性的搾取および虐待の申立が実証された者に対して責任を問う部隊および警察要員提供諸国の責任をまた認識する。

第90回本会議

2016年4月1日